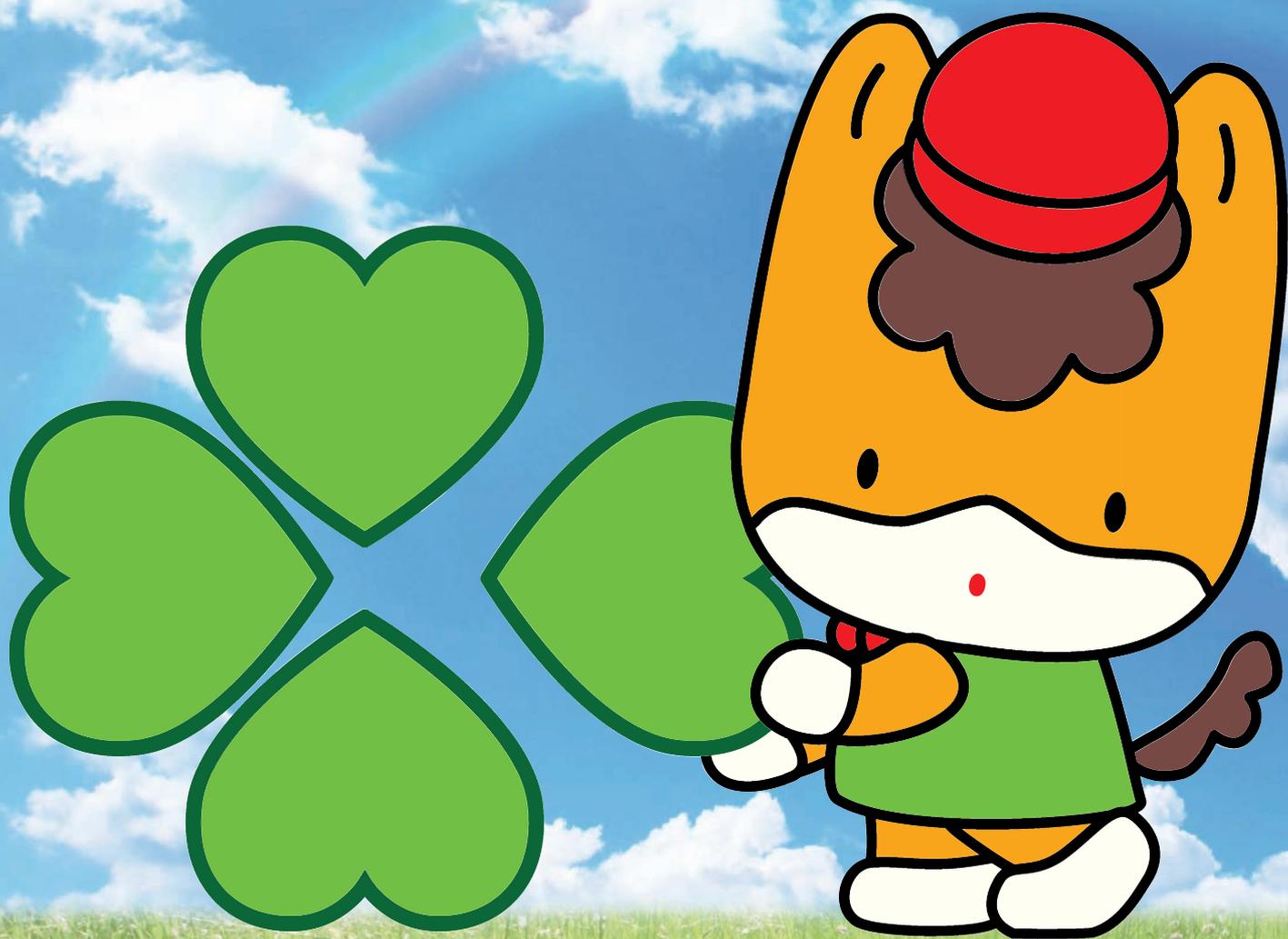


# 障害者雇用の手引き



©群馬県 ぐんまちゃん

群馬県

# 障害者雇用の進め方

## まずは、相談！ 支援機関へお気軽にご相談ください！

支援機関 | ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構 群馬支部、特別支援学校、群馬県労働政策課(障害者就労サポートセンター)



各支援機関の連携により、採用前から採用の後も継続して企業や障害のある方に対して支援を行います！

各支援機関は、他の機関と連携して企業支援を行っています。いずれの機関にもお気軽にご相談ください！

手順

**1 STEP**

見学会・セミナー  
DVD・冊子  
ウェブサイト

**相談**

障害者雇用について理解を深める

**2 STEP**

**検討**

障害のある方が従事する職務を選定する

**3 STEP**

**実習**

雇用の前に受け入れてみる(職場実習の受入)

**4 STEP**

**受入準備**

受け入れ態勢を整える

**5 STEP**

**採用**

募集・採用

**6 STEP**

不安・課題の解決  
継続的な支援

**支援**

職場への定着

手順

取組内容

- 障害者雇用をどのように進めたら良いか支援機関に相談する
- 雇用がどのように行われているか実例を参考にする
  - 他の企業の見学
  - 各種セミナーへの参加
  - 雇用事例集等からの情報収集
- 障害のある方が、どのような仕事ができそうかを知る
  - 特別支援学校等を見学
  - 他の企業を見学
- 障害者雇用制度・助成制度を知る
  - 支援機関のHP等から情報収集
  - 支援機関から説明を受ける

- 障害のある方に従事してもらう部署・職務を社内で検討する
  - 定型的な業務の集約や外部に委託している業務の見直しなど、「できることは何か」という視点で検討
- 支援機関に職場を見学してもらい職務の選定についてアドバイス・提案を受ける

- 雇用の前に職場実習生を受け入れて障害のある方の雇用の可能性を見極める
  - 特別支援学校、障害者就業・生活支援センター等から職場実習生を受入れ
  - 実習期間は、3日から3か月に至るまで、相談により決定(実習中は、派遣元の機関がサポート)
  - 賃金等の支払いは不要
  - 万が一に備え、実習生側で保険に加入

- 雇用形態、労働時間、賃金等の決定
  - 支援機関等とも相談の上、労働時間等を検討することも有効
- 事業所内の理解を広める
  - 担当者の配置や職員への説明、研修の実施等による不安の払拭
  - 職員向けの説明、研修は、支援機関も協力します
- 採用計画の作成
  - 募集人員、採用時期、採用部署の決定
  - 支援機関に相談の上、助成金等の活用も検討

- ハローワークへの求人票提出
- ハローワークの紹介により応募、選考
- ハローワーク・県による障害者就職面接会への参加
  - 複数の事業所が参加し、県内各地で開催

- 職場定着のために、支援機関の相談・支援を継続して受ける
  - 支援機関は、採用後も職場を訪問するなどして企業の不安や課題を解消するための支援を行います(従業員的生活面の課題等にも対応します)
- 人事部門、受入部署等の連携による働きやすい職場環境づくりの継続
  - 必要に応じ、安定した雇用のための職場環境づくりを行うジョブコーチ支援等も活用

取組内容

### 障害者雇用率制度について

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者のうち一定割合(法定雇用率)以上、障害のある方を雇用するよう義務付けています。

民間企業の法定雇用率は2.5%とされており、常時雇用している労働者の数が40.0人以上となる規模の民間企業は、雇用義務を負うこととなります。

#### 法定雇用率の算定方法

$$\frac{\text{法定雇用者数}}{\text{労働者数}} = \left( \frac{\text{常時雇用している労働者数} + \text{常時雇用している短時間労働者数}}{\text{労働者数}} \right) \times 0.5 \times 2.5\%$$

#### 雇用障害者数の算定方法

雇用形態	常時雇用している労働者 (週30時間以上勤務)	常時雇用している短時間労働者 (週20時間以上30時間未満勤務)	常時雇用している短時間労働者 (週10時間以上20時間未満)
障害者	重度身体障害者 重度知的障害者	身体障害者 知的障害者 精神障害者	重度身体障害者 重度知的障害者 精神障害者
算定数	1人を2人として計算	1人を1人として計算	1人を0.5人として計算※

※ 短時間労働の精神障害者は当分の間、1人を1人として計算

### 障害者雇用納付金制度について

障害がある方を雇用することは、事業主が共同で果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念から、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図る制度です。

詳しくは、群馬支部 高齡・障害者業務課までお問い合わせください。

法定雇用障害者数に不足が生じている常時雇用労働者の数が100人を超える事業主

不足1人当たり月額5万円の納付金を徴収

雇用障害者数が法定雇用障害者数を超えている事業主  
(常時雇用労働者数:100人超)

超過1人当たり月額2万9千円の調整金を申請に基づき支給 ※

雇用障害者数が一定数を超えている事業主  
(常時雇用労働者数:100人以下)

超過1人当たり月額2万1千円の報奨金を申請に基づき支給 ※

障害者を雇い入れたり雇用を継続するために職場環境の整備等を行う事業主

各種助成金を申請に基づき支給

※ 一定数を超えて障害者を雇用する場合、超過人数分の支給額を調整

### 群馬県障害者就労サポートセンターについて

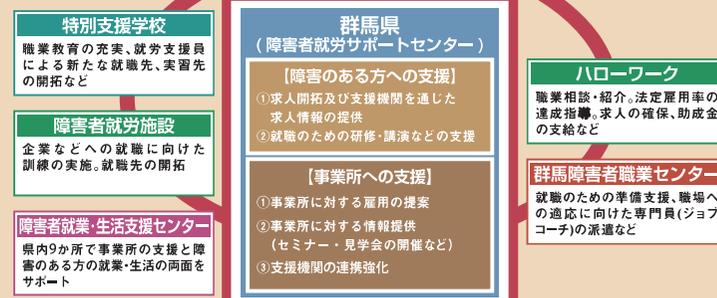
#### 群馬県障害者就労サポートセンターとは

群馬県労働政策課内に設置されており、支援機関の連携を強化して、事業所と障害のある方の双方に対する支援の強化に取り組んでいます。

#### 事業所への支援

- 事業所を個別に訪問し、障害者雇用の進め方や雇用事例を紹介
- 支援機関とともに、人材の紹介を含めた具体的な雇用を提案等

- 県内各地域の支援機関と連携して、事業所向けの各種セミナーや見学会を開催
- 雇用の現場や地域における人材の育成状況を紹介等



# 労働局・ハローワーク

## 事業所と障害のある方のマッチングを全面的に支援しています!

群馬県内に12か所あるハローワークでは、窓口での面談や、事務所を訪問しての相談、助言を行うとともに、事業所向けの各種セミナー、見学会の開催から助成金の支給まで幅広い支援を実施しています。

### 支援内容

#### 1 雇用の相談、助言

ハローワークの窓口での面談や、直接事業所を訪問して雇用の相談・助言を行っています。各種助成制度を活用した雇用の提案や各支援機関の紹介など、資料を用いて分かりやすく説明しています。

#### 3 障害者就職面接会の開催

群馬労働局では、障害のある方を採用しようとする複数の事業所による合同就職面接会を開催しています。毎回、多くの障害のある求職者が参加しており、事業所の採用活動を支援しています。

#### 2 助成金の支給

事業所が雇用に取り組むための支援として、各種助成金を支給しています。

##### ..... 主な助成金 .....

##### ▶ トライアル雇用奨励金

障害のある方を原則3か月間試行的に雇用し、適性と能力を見極め、求職者・事業所相互の理解を促進し、障害のある方の雇用のきっかけを支援する助成制度です。

##### ▶ 特定求職者雇用開発助成金

ハローワーク等の紹介で障害のある方を雇用し、一定要件を満たした場合に賃金の一部を一定期間助成する制度です。

#### 4 各種セミナー・見学会の開催

各ハローワークにおいて、関係機関や障害のある方を雇用している事業所との協力により、事業所向けに各種セミナーや見学会を開催しています。

## (独)高齡・障害・求職者雇用支援機構 群馬支部 高齡・障害者業務課

### 納付金や納付金制度に基づく各種助成金の手続きはこちらまで!

障害者雇用納付金制度の窓口となっており、納付金の申告・申請や納付金制度に基づく各種助成金の受付・相談業務を行っています。

また、障害者雇用の促進のために、障害のある方が日頃職場などで培った技能を競い合う群馬県障害者技能競技大会(ぐんまアビリンピック)の開催、優良事業所表彰等の啓発事業、及び障害者職業生活相談員資格認定講習や各種事例紹介等の事業主支援事業を実施しています。

### 主な助成金

#### 障害者作業施設設置等助成金

障害者が働きやすい職場環境づくりのために、作業施設・設備等を行う事業主の方への助成金

#### 障害者介助等助成金

障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を行う事業主の方への助成金

# 特別支援学校

## 充実したカリキュラム・支援のもとで、 生徒たちが卒業後の職業自立に向けて頑張っています！

群馬県においては、県内に県立23校市立2校国立1校私立1校が設置されており、各校では障害に応じたより専門性の高い教育を行っています。

また、各特別支援学校は地域における障害のある児童・生徒とその家族等の支援拠点としての役割も担っており、支援機関と連携して県内全域での支援体制の強化を図っています。

特に、高等部においては、卒業後の職業自立のための支援の充実に取り組むことで、生徒の民間企業への就職率（一般就労率）は、全国平均から見ても、高い水準を保っています。

### ●校内実習

働く上で必要となるあいさつ、「報告・連絡・相談」の徹底、体力、集中力の向上を目指し、実際の職場に見立てた校内実習を行っています。

実際に企業からの発注を受け、製品の組立てや箱詰め作業等を行い、商品として納品するなど、就職を意識した実践的な実習が行われています。

## 知的障害のある生徒を対象とした主な実習内容

### 1 機械・刃物を使った木工作業

電動ドリル等の機械や刃物等を使った木工製品を製作しています。

生徒は細心の注意を払って作業に取り組んでいて、商品として出荷したり、文化祭で販売したりしています。



### 2 商品の組立て・箱詰め作業

企業からの発注を受け、ボールペンを組み立てて箱詰めし、商品として納品するなどの実習を行っています。

実際の職場と同様に、その日の作業目標を確認し、完成した商品は厳しい検品を受けて、企業に納品されます。



### 3 清掃作業

群馬県ビルメンテナンス協会の協力なども得て、実際の現場でも使用されている清掃道具を用いて、プロと同様の手順で清掃作業を行います。



## 身体障害のある生徒を対象とした主な実習内容

### 4 パソコンによるデータ入力等

データや文章を入力する実習を行っています。資格の取得や障害のある方々が培った技能を競う群馬県障害者技能競技大会（ぐんまアピリンピック）へ出場する生徒もいて、皆、入学時より格段に技術の向上が図られています。



### 事業所での職場実習

事業所と連携し、就職を意識した実践的な職場実習を、年に複数回行っています。卒業後すぐに職場に溶け込めるよう、同じ職場で実習の経験を積む生徒もいます。事業所と生徒の双方の不安を取り除くため、教職員等が疑問や不安に親身に対応します。

※事業所側に賃金の支払い等は生じず、万が一に備え、学校側で保険に加入しています。

### 事業所向け学校見学会の開催

障害者雇用を検討する事業所に向けた学校見学会を開催しています。校内実習の見学はもとより、卒業生を採用した事業主の経験談を聞くことができるなど、どのように雇用したらよいか、具体的に考えていただく機会となっています。

### 採用後の職場定着のための支援

事業所と卒業生の双方の求めに応じて卒業生の就業場所を教職員が訪問し、課題や悩みを抱える卒業生との面談による精神面のケアや、就職先の事業所の方と面談を行い、卒業生の障害特性や、学校での様子等を改めて伝えることなどによって、事業主の不安を取り除く支援を行っています。

# 障害者就業・生活支援センター

## まずは私たちにお声かけください!

障害者就業・生活支援センターは、採用前から採用後の職場定着・戦力化に至るまで、現場に入り、事業所と障害のある方への一貫した支援を行っています。(利用無料)

### ●障害者就業・生活支援センターの概要

#### 1 雇用と福祉のネットワーク

採用前から採用後まで一貫した支援を行う身近で心強い支援拠点

- ・本県では、県内9か所に設置され、国と県の委託を受けた社会福祉法人がセンターを運営しています。(利用無料)
- ・雇用を検討するスタート段階から雇用後の継続的な支援まで、一貫した支援を行っています。

#### 支援内容

障害特性の説明

障害のある方が従事する職務の提案  
(既存業務からの抽出等)

職員の不安を解消し、理解を深める  
ための事業所内勉強会等の実施

障害のある方の  
職場見学・職場実習の提案

採用後の職場定着のための支援

各種制度(職業訓練・助成金等)の  
情報提供

#### 2 職場実習制度をご活用ください

##### 制度の概要

実際に職場で仕事を体験させていただき、事業所にとって障害のある方を雇用することが可能か、また、障害のある方にとっては仕事として継続することが可能か、双方が、確認していただける制度です。

##### サポート

実習期間中も障害者就業・生活支援センターの職員が、状況に応じて実習場所を訪問し、障害のある方と事業所の双方と面談することなどによって、サポートを行います。

##### 利用は無料

職場実習中は賃金や保険等のご負担はありません。  
※実習期間中のケガや事故につきましては、障害者就業・生活支援センターで加入している傷害保険が適用になります。

#### 3 職場実習の流れ

事業所見学・顔合わせ

実習計画作成

職場実習開始

実習の振り返り

- ・障害者就業・生活支援センターにて「実習計画」を作成させていただきます。
- ・職場実習制度は3日間から活用していただくことが可能です。
- ※仕事の内容や体験する方の障害の状況に合わせて、相談の上、実習期間を設定させていただきます。



# 群馬障害者職業センター

## ジョブコーチ支援など、専門的・技術的支援を行います！

群馬障害者職業センターは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置・運営する施設です。(利用無料)  
障害者職業カウンセラーやジョブコーチ※(職場適応援助者)等を配置し、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、障害者雇用を検討しているあるいは雇用している事業所の支援はもとより、障害のある方、またその支援機関に対しても支援を行っています。

※ジョブコーチ(職場適応援助者)・・・障害のある方が職場に適応できるよう、職場に出向いて、障害のある方及び事業主に対して支援や助言を行う。

### ●群馬障害者職業センターの支援内容

#### 1 事業主のための支援

支援内容	詳細
採用・職場復帰に関する助言	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害のある方の新規雇用や職場定着のための相談・支援を行います。</li><li>・障害のある方の雇用管理に関して、専門的な支援を必要とする事業主に対して、医療・福祉・建築等各分野の協力を得ながら相談を行います。(雇用管理サポート事業)</li><li>・障害者雇用に関する説明・研修等を、事業主の方や従業員の方々に対して行います。</li><li>・障害者雇用の推進を目指し、グループワーク方式で情報提供や意見交換を行う場を提供します。</li></ul>

#### 2 職場定着のための支援

##### ジョブコーチ支援

障害者が職場に適応できるよう、障害のある方、事業主双方に対してジョブコーチが職場に出向いて雇用前後の直接指導を行います。

- ① 支援計画をもとに、職場適応に向け段階的に支援します。
- ② 障害者の状況に応じた作業の段取りや手順方法などを助言します。
- ③ 周囲の社員との人間関係が上手につくれるよう、両者の調整役を行います。
- ④ 雇用管理のノウハウを少しずつ事業所に引き継ぎ、事業所の支援体制を作る手伝いを行います。

##### 支援パターン ※就職の前後にかかわらず、あらゆる機会にジョブコーチを派遣いたします。



##### 支援の流れ ※雇用管理のノウハウを実際の支援を通して徐々に事業所に伝えていきます。

###### 支援計画の策定

ニーズや状況に応じて、支援方法や期間、支援回数(頻度)などの計画を立てます。支援期間は1～7か月とし、個別に設定します。

###### 支援

###### 障害のある方

- ・職場でのルールやマナーの指導
- ・生活習慣に対する指導
- ・指示内容の理解度についての確認
- ・適切なコミュニケーションについての指導
- ・家族や支援機関との連絡調整

###### 事業主

- ・障害特性に関する情報提供
- ・対象者に応じた作業内容の提案
- ・指示の仕方や能率を上げるための指導方法などについて助言
- ・職場環境の変化に適応させるための指導方法の助言

###### 就職・定着 フォローアップへ移行

支援終了後に再び問題が発生した場合は、新たに支援計画を策定し、ジョブコーチを派遣します。

## お問い合わせ先一覧

### 求人・各種助成金等について ⇒ 地域のハローワークへ

ハローワーク	所在地	連絡先
前橋	前橋市天川大島町130-1	TEL 027-290-2111 / FAX 027-290-2528
高崎	高崎市北双葉町5-17	TEL 027-327-8609 / FAX 027-323-8119
安中出張所	安中市安中1-1-26	TEL 027-382-8609 / FAX 027-382-4141
桐生	桐生市錦町2-11-14	TEL 0277-22-8609 / FAX 0277-22-5014
伊勢崎	伊勢崎市太田町554-10 伊勢崎地方合同庁舎	TEL 0270-23-8609 / FAX 0270-23-3697
太田	太田市飯田町893	TEL 0276-46-8609 / FAX 0276-48-0096
館林	館林市大街道1-3-37	TEL 0276-75-8609 / FAX 0276-72-4367
沼田	沼田市下之町888 テラス沼田5階	TEL 0278-22-8609 / FAX 0278-23-7206
群馬富岡	富岡市富岡1414-14	TEL 0274-62-8609 / FAX 0274-62-1932
藤岡	藤岡市上大塚368-1	TEL 0274-22-8609 / FAX 0274-24-4587
渋川	渋川市渋川1696-15	TEL 0279-22-2636 / FAX 0279-23-4370
中之条出張所	吾妻郡中之条町大字西中之条207	TEL 0279-75-2227 / FAX 0279-75-5945

### 具体的な障害者の雇用に係るご相談等について ⇒ 障害者就業・生活支援センターへ

障害者就業・生活支援センター	所在地	管轄地域	連絡先
ワークセンター まえばし	前橋市日吉町2-17-10 前橋市総合福祉会館1階	前橋市	TEL 027-231-7345 / FAX 027-231-7346
エブリィ	高崎市末広町1115-1 高崎市総合福祉センター1階	高崎市・安中市	TEL 027-361-8666 / FAX 027-395-0855
さんわ	桐生市新里町新川3743	桐生市・みどり市	TEL 0277-74-6981 / FAX 0277-74-6071
メルシー	伊勢崎市西田町71 伊勢崎市障害者センター2階	伊勢崎市・佐波郡	TEL 0270-25-3390 / FAX 0270-25-3395
わーくさぱーと	太田市東本町53-20 太田公民館 東別館内	太田市・館林市 邑楽郡	TEL 0276-57-8400 / FAX 0276-57-8401
コスモス	沼田市下之町888 テラス沼田6階	沼田市・利根郡	TEL 0278-25-4400 / FAX 0278-25-3782
みずさわ	北群馬郡吉岡町上野田3480-1	渋川市・北群馬郡	TEL 0279-30-5235 / FAX 0279-54-7003
トータス	藤岡市下栗須974-10	藤岡市・富岡市 多野郡・甘楽郡	TEL 0274-25-8335 / FAX 0274-25-8336
吾妻	吾妻郡中之条町伊勢町18-4	吾妻郡	TEL 0279-26-8151 / FAX 0279-26-8253

### 職場環境の整備、継続雇用に関するご相談等について ⇒ 群馬障害者職業センターへ

地域障害者職業センター	所在地	連絡先
群馬障害者職業センター	前橋市天川大島町130-1 (ハローワーク前橋3階)	TEL 027-290-2540 / FAX 027-290-2541

### 障害者雇用納付金制度に基づく助成金等について ⇒ 群馬支部 高齢・障害者業務課へ

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構	所在地	連絡先
群馬支部 高齢・障害者業務課	前橋市天川大島町130-1 (ハローワーク前橋3階)	TEL 027-287-1511 / FAX 027-287-1512

### 人材の検討、各種セミナー、見学会に関するお問い合わせ等について ⇒ 群馬県へ

群馬県 (障害者就労サポートセンター)	所在地	連絡先
群馬県労働政策課	前橋市大手町1-1-1	TEL 027-226-3405 / FAX 027-223-7566

発行

**群馬県産業経済部労働政策課**  
〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

連絡先

☎ 027-226-3405  
☎ 027-223-7566

ホームページ <https://www.pref.gunma.jp/soshiki/150/>

または、 **群馬県 労働政策課**

私たちは、障害のある方の雇用をさまざまな

カタチ

で応援する

プロフェッショナル

